

答申(個)第12号

平成24年(2012年)2月28日

札幌市教育委員会

委員長 山中善夫様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 亘理格

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成23年7月20日付け札幌教推第1156号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市教育委員会教育長が行った「審査請求人の子の札幌市管轄の全小学校入学に関する文書(就学証明書等)」の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

「審査請求人の子の札幌市管轄の全小学校入学に関する文書（就学証明書等）」の個人情報開示請求について、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否し、非開示と決定した処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成23年4月25日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、処分庁に対し「審査請求人の子の札幌市管轄の全小学校入学に関する文書（就学証明書等）」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 非開示決定

本件請求に対し、処分庁は、当該個人情報の存否を答えること自体が条例第16条第2号の非開示情報を開示することになるため、条例第19条第1項に該当することを理由として本件処分を行い、平成23年6月6日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、処分庁が行った本件処分を不服として、平成23年6月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求をした。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 条例第16条第2号に該当する根拠が明示されておらず、十分な調査もされていない。妻の虚偽の説明だけをもとに判断している。
- (2) 審査請求人の子は、審査請求人の妻に強引に連れ出されており、虐待を受けているとともに、小学校の入学式等に参加させてもらえない状況があるなど、安定的

な就学がされていない。人権が著しく侵害されている。子連れ去ったのは妻である。審査請求人にも親権があり、自宅に戻す権利がある。

- (3) 審査請求人が家庭裁判所に起こしている調停等の審議進行に著しく影響を与える。札幌家庭裁判所に子の引き渡し請求をしており、すでに子が〇〇小学校に通い札幌市内に居住していることは判明している。
- (4) 妻は離婚請求裁判を起こしており、当該文書は子の親権を決める際の判断材料に必要不可欠であるほか、開示されない場合は審査請求人に対して著しく不利な状況に陥る可能性が非常に高い。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 仮に存在するとした場合の本件請求の対象個人情報記録されている公文書

学校指定書（転入学通知書、入校票、入学通知書、指定変更通知書及び転入学理由書のいずれか）及び学齢簿

2 本件処分の理由

一般に、子の親権者の相当性をめぐって両親が争っている中で、親権者の立場で子の個人情報の開示を求めたときは、その適否判断において、当該請求者がどのような知識を有しているかどうかは問題とならず、当該個人情報の性質そのものから客観的に本人の生命、身体、生活等を害するおそれがあるかどうかを判断すべきである。

審査請求人は、これまで諮問庁に対して、妻や子が突然失踪したとし、子どもを連れ去ることを仄めかすEメールを送信したり、子が通学していると主張する小学校に来校して子との面会を要求するなどの言動を繰り返している。

このような場合には、一般的には当該市町村に居住している子の就学に関する情報を開示することにより、連れ去りなどの不測の事態が生じるなど、子の安定的な就学を阻害し、本人である子の生活を害するおそれがあると考えられる。

また、一般的にこのような開示請求に対して開示・非開示を決定した場合、その対象文書の存否が、子の当該市町村内の居住や学籍の有無を開示することになるため、居住地が限定されることでその居所を探知しやすくなり、ひいては連れ去りなどにより安定的な就学を阻害して子の生活を害するおそれがあると考えられる。

よって、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第16条第2号の生命等侵害情報を開示することになるため、条例第19条第1項に基づき、当該個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する必要があると判断した。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る決定の妥当性について検討する。

2 本件請求の対象個人情報について

本件請求の対象個人情報は、審査請求人の子の「札幌市管轄の全小学校入学に関する文書」であり、子が札幌市管轄のいずれかの小学校に入学したことに関する情報である。

一般的に、当該情報が記録された文書は、学校指定書（転入学通知書、入校票、入学通知書、指定変更通知書及び転入学理由書のいずれか）及び学齢簿である。

3 条例第19条第1項の該当性について

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしたうえで、開示・非開示に係る決定を行うのが原則であるが、個人情報の性質によっては、個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなり、非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。

条例第19条第1項は、このような場合に、実施機関は個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる」と規定している。

(2) 開示請求は、個人の権利利益の保護の観点から、原則として本人からの請求により当該本人に対して自己に関する個人情報を開示する制度である。しかしながら、未成年者や成年被後見人のように、本人自ら開示請求をすることが困難な場合もあることから、条例第14条第2項により、本人請求の例外として、これらの法定代理人については、本人に代わって開示請求をすることを認めている。

(3) 未成年者である子の法定代理人（親権者）が行った本件請求に対し、処分庁は、請求対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人の子の札幌市内の居住や学籍の有無を開示することになるため、条例第16条第2号に定める、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を開示することとなるとして、条例第19条第1項に基づき、当該個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否している。

(4) 条例第16条第2号の規定は、未成年者の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めている。

通常、未成年者の法定代理人に対する開示において、本人である未成年者の利益と法定代理人の利益は一致すると考えられるが、法定代理人からの開示請求であっても、法定代理人の利益と本人の利益が相反し、開示によって本人の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、当該規定により非開示とすることを定めているものである。

(5) 子の両親の間で、子の処遇や親権をめぐる争いがあることがうかがわれる場合で、一方の親が法定代理人（親権者）の立場で子の個人情報の開示を求めたときは、当該個人情報の開示の当否の判断において、当該請求者が本人の生命、健康、生活又は財産についてどのような知識を有しているかは問題とならず、当該情報の性質そのものから客観的に本人の生命、身体、生活又は財産を害するおそれがあるかどうか、法定代理人の利益と本人の利益が相反しうるかどうかにつき、一般的に判断するのが相当である。

(6) 本件については、審査請求人と妻の間で、子の処遇や親権をめぐる争いがあることがうかがわれる場合であり、このような場合には、子が札幌市管轄の小学校に入学しているか否かを答えることにより、子の居住地が限定されることでその居所を探知しやすくなり、探索的行動を誘発し、ひいては連れ去りなどにより安定的な就学を阻害するなど、本人である子の生命、身体、生活又は財産を害するおそれが否定できない。

(7) したがって、本件請求の対象となる個人情報の存否を明らかにすることは、条例第16条第2号に定める非開示情報を開示することとなるので、条例第19条第1項に該当する。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成23年7月20日	諮問書及び諮問庁の個人情報非開示決定理由説明書を受理
平成23年11月29日 (第92回審査会)	審議（事案の経過・概要等）

平成23年12月 2 日	審査請求人の意見書を受理
平成23年12月22日 (第94回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成24年 1 月31日 (第95回審査会)	審議
平成24年 2 月17日 (第96回審査会)	審議
平成24年 2 月28日	答申